

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成21年12月22日京都市条例第30号）（総合企画局情報化推進室）

行政不服審査法による不服申立てに係る調査，審議その他の行為を迅速かつ効率的に行うため，次の行為を行っていた2つの審査会を統合し，京都市情報公開・個人情報保護審査会を設置することとしました。

- 1 京都市情報公開審査会 公文書の非公開決定等についての不服申立てに係る調査，審議その他の行為
- 2 京都市個人情報保護審査会 個人情報の非開示決定，非訂正決定，非利用停止決定等についての不服申立てに係る調査，審議その他の行為

この条例は，平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例を公布する。

平成21年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第30号

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 次に掲げる行為を行うため、京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第9条第2項前段の規定による報告を受け、同項後段の規定により意見を述べること。
- (2) 行政不服審査法による不服申立て（以下「不服申立て」という。）に係る情報公開条例第17条第1項の規定による諮問に応じ、調査し、及び審議すること。
- (3) 京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第18条第2項前段の規定による報告を受け、同項後段の規定により意見を述べること。
- (4) 不服申立てに係る個人情報保護条例第36条第1項の規定による諮問に応じ、調査し、及び審議すること。

(組織)

第2条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。第8条第1項第1号において同じ。）の公開に関する制度に関し優れた識見を有すると認められる者
- (2) 個人情報（個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する制度に関し優れた識見を有すると認められる者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合議体)

第7条 審査会は、必要に応じ、その指名する委員3人以上をもって構成する合議体に、不服申立てに係る事件について調査させ、及び審議させることができる。

2 審査会は、その定めるところにより、前項の合議体の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる行政庁（以下「諮問

庁」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもの(以下「不服申立対象公文書」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された不服申立対象公文書の公開又は開示を求めることができない。

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定により諮問をした情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関 情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書

(2) 個人情報保護条例第36条第1項の規定により諮問をした個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関(市会にあっては、議長) 個人情報保護条例第20条第1項に規定する開示決定等、個人情報保護条例第27条第1項に規定する訂正決定等又は個人情報保護条例第33条第1項に規定する利用停止決定等に係る個人情報が記録されている公文書(個人情報保護条例第2条第5号に規定する公文書をいう。)

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立対象公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問庁は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭

で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人と共に出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応じなければならない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査及び審議の手続の非公開)

第12条 審査会が行う調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の審査会は、市長が招集する。

(総合企画局情報化推進室)